

小山市外国語指導助手(ALT)派遣業務に係る仕様書

小山市教育委員会学校教育課

1 件名

小山市外国語指導助手(ALT)派遣業務

2 目的

社会のグローバル化に対応した教育施策の一環として、市内小・中・義務教育学校に学習指導補助等を行う外国語指導助手(以下、ALT)を派遣することにより、生きた外国語や外国の文化等に触れる機会を提供し、外国語等によるコミュニケーション能力と国際感覚の養成を図ることを目的とする。

3 人数

30名

※学校の統廃合等に伴い、派遣人数を変更することがある。この場合は、契約金額を変更する。

4 就業場所

小山市内小・中・義務教育学校

(小学校23校、中学校10校、義務教育学校1校)

※授業時間数に応じて、校種が異なる学校に兼務することもある。その場合は、年度当初に曜日を定める。

5 業務内容

- (1)小・中・義務教育学校における外国語活動及び外国語科授業、国際教育等への日本人教員とのチームティーチングの実施及び事前打合せ
- (2)外国語教材作成の補助及び英語スピーチコンテスト等への協力
- (3)祝休日を含む学校行事等への参加
- (4)日本人教員に対する研修の補助
- (5)教育委員会が実施する研修会への参加および活動等への協力

6 ALTの条件

- (1)英語を母語とする者、または英語の母語話者と同等の英語力を有していること。
- (2)大学卒業以上の学歴を有すること。
- (3)児童生徒の外国語及びコミュニケーション能力向上のために、誠実且つ熱心に取り組むこと。
- (4)児童生徒及び教職員と積極的によい関係を築こうとする意志を有していること。
- (5)心身ともに健康で、職務に専念できること。
- (6)原則として、児童生徒と共に給食を食べることができること。アレルギーや宗教上の理由等により給食を食べることができない場合は、各自昼食を持参し、児童生徒と共に食べることができること。
- (7)授業の打合せや日常会話ができる程度の日本語能力を有すること。
- (8)日本の生活と教育に適応し、人間性豊かで協調性があること。
- (9)法令及び就業場所の規則を遵守し、職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。

7 契約期間及び派遣期間

(1)契約期間

契約の日から令和10年3月31日まで

(2)派遣期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

8 ALTの業務日、業務時間、休憩時間等

(1)業務は原則として、国民の祝日を除く月曜日から金曜日までとする。ただし、学校行事等の関係で、事前に教育委員会と事業者の双方の合意がある場合は、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を業務日とすることができる。

(2)業務時間は、原則として8時から16時30分までとする。

(3)1日あたり45分の休憩時間を設ける。

(4)年間の派遣日数は、教育委員会と事業者が相談の上、決定する。

(5)長期休業中の業務については、教育委員会と事業者が協議の上、決定する。

(6)事業者の都合により担当ALTによる業務が実施できないときは、事業者は速やかに代替ALTの対応をすること。

9 事業者(派遣元)の責務

事業者にあっては、次のことを留意すること

(1)小山市担当コーディネーターの選任

(2)教育委員会、学校、ALTとの連絡調整

(3)コーディネーターによる学校訪問、ALTに対する適切な指導・研修体制の構築、ALTの業務遂行状況の把握、監督及び評価

(4)学校への定期的ヒアリング、アンケートの実施

(5)ALTに係る学校からの要望や苦情等への対応

(6)業務に係る報告及び報告書等の提出

(7)ALTの勤務管理及び欠勤・遅刻等がある場合の教育委員会及び学校への事前報告

(8)ALTが学校の指揮命令に忠実に従い、学校の規律、施設管理上の規則等を遵守するための適切な措置

(9)ALTへの指導方法等の助言及び教材作成業務支援

(10)学校への教材の提供

(11)教育委員会がALTに参加を依頼する研究会・研修会・会議・会合・行事・事業等への協力・出席

(12)ALTの日常生活及びビザ・運転免許証更新、納税等の事務手続きへの支援

(13)派遣法により派遣会社に義務付けられている諸手続き

(14)本事業が適切に実施できるようにするためのALTへの指導・助言

(15)本事業を遂行するのに必要な各種法令等に基づく許可等の所有

10 研修及び業務評価

(1)事業者は、ALTの指導力向上に係る研修を定期的に行うこと

(2)事業者は、ALTの勤務校において、授業参観及びALTへの指導を、ALT一人あたり年2回以上行うこと

(3)事業者は、ALTの業務評価を年2回行うこと。その結果に基づき、ALTへの指導や研修内容の改善を図ること

(4)事業者は、研修、授業参観及び指導、業務評価の実施後に、教育委員会へ報告書(任意様式)を提出すること

11 報告書等の提出

- (1)研修等報告書
- (2)業務評価報告書
- (3)月別業務報告書(就業場所別勤務日数、業務記録内容の概要)

12 ALTの採用及び交替について

- (1)ALTについては、授業を適正に行うばかりでなく、日本国内の法令遵守はもとより、市民の教育に対する信頼を背景に、高い服務規律を求められている。このことから、事業者が中心となってALTに対する適切な指導体制を構築することとする。
- (2)事業者は、派遣開始日の10日前までに、教育委員会に対象となるすべてのALTについて報告を行うこととする。
- (3)事業者はALTの業務状況について、定期的に監督するものとする。
- (4)ALTが次のいずれかに該当する事由が生じ、その資質に欠けると判断された場合や、児童生徒、教員、教育委員会等との関係が円滑に行かない場合、教育委員会は、当該ALTに対する指導又は交替を事業者に求めることとする。事業者は教育委員会から指導の要請を受けた場合は、速やかに指導を加えるものとする。指導を加えても改善の見込みがない場合は、教育委員会と協議の上、交替することとする。
 - ア 日本の法令に違反した場合。
 - イ 本仕様書「6 ALTの条件」に定める事項に適合しないと判断した場合。
 - ウ ALTとして本人にふさわしくない行為があった場合。
 - エ 指導能力が未熟であり、指導を加えても、授業改善が行われない場合。
 - オ 業務態度が不良で改善の見込みがないと認められる場合。
 - カ 配置時に書類に記載された事項に虚偽が認められた場合。
- (5)事情によりやむを得ず交替を要する場合は、事業者は当該校勤務予定日の1週間前までに教育委員会にその旨を報告する。また、事業者は速やかに代替りのALTを採用し、予定された勤務日前日までに教育委員会に報告すること。なお、十分な引継ぎを行った上で新たなALTの派遣を行うこと。

13 業務遂行中及び就業場所への移動中の身体に係る事故について

業務遂行中及び就業場所への移動中の身体に係る事故については、事業者の責任において一切の処理をするものとする。また、加害者となった場合も、事業者の責任において一切の処理をするものとする。

14 損害賠償

派遣事業の実施上、事業者又はALTの責に帰す理由により、教育委員会、学校又は第三者に損害を与えた場合は、事業者の責任において賠償すること。

15 福利厚生施設

教育委員会及び学校長の指示のもと、教職員等が利用する、ロッカー、机、業務上での通信機器等の利用を認める。

16 業務費内訳

業務費は次の内容を含むものとする

- (1)就業場所での指導料及び交通費
- (2)ALTの研修費及び交通費
- (3)採用・育成・打合せ等の諸経費
- (4)教材費(ALTが使用する教科書を含む)

(5)通信費

(6)その他必要な諸経費(住居に係る費用、諸手当、各種保険、服務管理費等)

17 支払方法

支払いの対象期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日とし、毎月後払いとする。教育委員会は、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。「外国語指導助手(ALT)派遣業務」において教育委員会が支払う額は、契約額支払期間の支払総額を支払期間月数(36ヶ月分)で均等に分割した額とする。

18 その他

- (1)事業者は小山市担当コーディネーターを配置し、ALTの生活全般に係る相談や指導に関する相談を行うとともに、必要であればその指導も行うこと。
- (2)ALTが担当校へ初めて打ち合わせ等で訪問する際には、小山市担当コーディネーターが同行すること。
- (3)ALTへの連絡等は事業者が行う。事業者は学校側とのトラブルが生じないように事前研修を必ず行い、トラブルが生じたときは事業者が窓口となり早期に解決すること。これ以外で、勤務を遂行していく上での事柄については、教育委員会及び学校の指示に従うこと。
- (4)事業者は、トラブルが発生した際に迅速に対応できる管理制度を持ち、病気やけが、事故等、やむを得ない事情により休暇を必要とするときは、代替ALTにより業務を履行する等、即日に対応すること。
- (5)この仕様書に定めのある事項については、事業者は業務を履行するものとする。契約期間内に業務を履行する見込みがないと認められ、業務の目的を達することが出来ないと考えられる場合、教育委員会と事業者で協議をし、それでも改善の見通しが持てない場合は、契約を解除することとする。
- (6)この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、教育委員会と事業者で協議して定めることとする。